

【支援企業紹介】



株式会社 小山田工業所

「鉄」の可能性を拡げ、
故郷復興の原動力に (P2)



工程改善研修会活動成果発表会&
次年度参加企業募集のご案内 (P4)

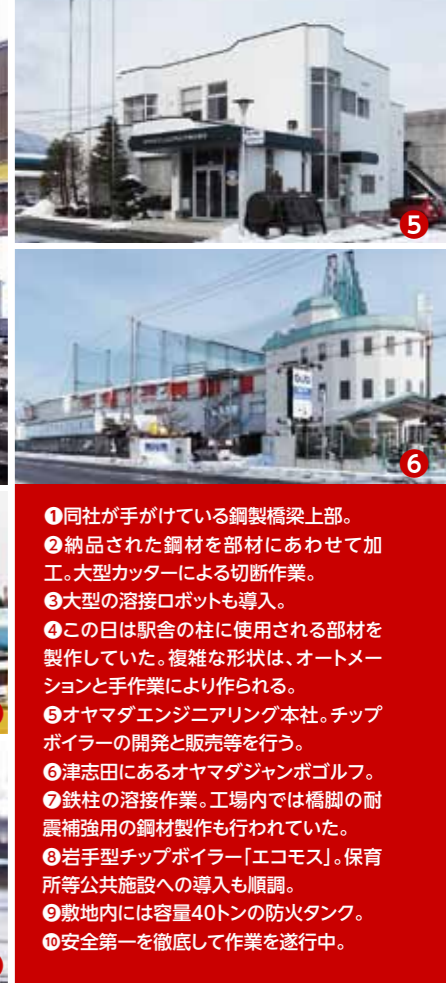
「岩手県医療機器関連合同講演会」報告
技術・機器開発の目指すもの (P5)
～有効性の証明とは?～

知財ビジネスマッチング2013 (P5)
が開催されました

知的財産権講座 (P6)

平成25年度
第17回 機械要素技術展 (P8)
出展企業募集

賛助会員制度のご案内 (P8)



- ① 同社が手がけている鋼製橋梁上部。
- ② 納品された鋼材を部材にあわせて加工。大型カッターによる切断作業。
- ③ 大型の溶接ロボットも導入。
- ④ この日は駅舎の柱に使用される部材を製作していた。複雑な形状は、オートメーションと手作業により作られる。
- ⑤ オヤマダエンジニアリング本社。チップボイラーの開発と販売等を行う。
- ⑥ 津志田にあるオヤマダジャンボゴルフ。
- ⑦ 鉄柱の溶接作業。工場内では橋脚の耐震補強用の鋼材製作も行われていた。
- ⑧ 岩手型チップボイラー「エコモス」。保育所等公共施設への導入も順調。
- ⑨ 敷地内には容量40トンの防火タンク。
- ⑩ 安全第一を徹底して作業を遂行中。

発信!!
いわての
力こぶ

「鉄」の可能性を拡げ、故郷復興の原動力に

我が社の
力こぶ
はコレ!

【支援企業紹介】盛岡市
株式会社小山田工業所



立ち並ぶビルや大型公共施設、そして交通インフラを支える橋梁。社会の近代化を象徴する建造物の基礎となる鋼構造物に、創業以来取り組んできた株式会社小山田工業所。技術力を磨く一方さまざまな分野への参入も果たしてきた同社は今、これまでのノウハウを駆使し、震災で痛手を受けた故郷の再生に向きあっている。

スタートは10坪の溶接工場 鉄構工事で岩手の近代化を拓く

戦後からの復興そして高度経済成長へと、日本発展の礎を築き上げてきた製造業。盛岡市に本社を置く株式会社小山田工業所もまた、ビルや大型公共施設、橋梁をはじめとするさまざまな大型鉄骨構造物の製作・建設を通し、岩手県の近代化へと大きな貢献を果たしてきた企業である。

創業は昭和23年。わずか10坪の溶接工場から始まったが、新分野のボイラ製造をきっかけに事業を拡大、高度成長にともなう鉄道関連工事で本格的に鉄構分野へ着手する。同38年には市内飯岡に広大な工場を建設、翌年には橋梁部門が独立し数

多くの橋梁架設工事を手がけるように。当時の岩手は東北新幹線計画が始動し、岩手国体の開催に沸いていた頃。市内大通には同社が鉄骨を手がけた7階建の「金属工業会館」が完成し、街並も劇的に変化していった。

躍進は続く。昭和51年には企業仲間と進めてきた盛岡工業団地（盛岡市玉山区）が完成し、飯岡工場から移転。平成に入ると飯岡工場跡地にオヤマダジャンボゴルフ場が完成し、一方のボイラ事業部はオヤマダエンジニアリングとして独立した。

盛岡市アイスアリーナ、滝沢村の岩手県産業文化センター・アピオ、そして盛岡市の東大橋や南大橋をはじめとする県内外のさまざまな橋梁…。これらも、同社の手がけ

た工事のほんの一例なのである。

チップボイラー開発と震災から 見えてきた、新しい可能性

「鉄」のスペシャリストとして歩み続けて60余年。主力事業は建築鉄骨や鋼製橋梁上部の製作施工、ボイラ等機械器具の製作に、近年はチップボイラーの設計製作が加わった。平成15年から県工業技術センター等と共同で開発に着手し、同17年に発売開始となった岩手型チップボイラー「エコモス」である。「当社はボイラ製造から始まった企業。昭和時代には廃タイヤ等産業廃棄物の燃焼開発にも取り組んでおり、積み重ねてきたノウハウを生かした」と、代表取締役社長の小山田浩之さんは話す。

それだけではない。平成9年からは鋼製の防火タンク事業へも本格参入し、県内外に設置を進めていた。その最中に起きたのが東日本大震災だったが、沿岸のタンクへ

の被害は全くなく、さらに福島第一原発の放射能汚染水プール用に34基のタンクを製作した。これらを踏まえ、小山田社長は飲料水タンクへの展望を描く。「飲料水タンクのニーズは神戸の震災時に生まれている。当社も製造から設置まで一貫して取り組めればと思います」。防火・飲料水タンク、そして石油燃料を使わないチップボイラー。同社の技術は、防災や環境という新たな分野へも広がっているのだ。

沿岸では今、震災に遭った橋梁の復旧と補強工事が急ピッチで進められている。同社も大手橋梁メーカーの下、火災で変形した桁、損傷激しい橋脚…難工事の連続に取り組み、異例の早さで竣工を成し遂げている。根底にあるのは「早急にメインのインフラを再建する」という高いプロ意識だ。

「道路が出来た上で、ようやく新規のインフラ整備が始まる。事業は10年規模になるだろう」と小山田社長は前を見据える。故郷東北の再生へ、長い長い道程が続く。

安心・安全を実現するため、あらゆる努力を
安心と安全の提供は企業として絶対条件。建築工事や橋梁架設、ボイラやタンク等の品質管理の徹底はもちろん、原価低減も大切と考え、産業復興センターの指導のもと5S活動ほか「工場管理実践塾」「工程改善研究会」にも参加しています。



代表取締役社長
小山田 浩之

会社名 株式会社 小山田工業所
本社 盛岡市本町通3丁目18番8号
電話 019-652-5111
代表者 小山田浩之
創業者 昭和23年10月
従業員 74名
業種 建設用金属製品(鉄骨・橋梁・鉄塔・鋼製タンク)製造、鋼製橋梁上部架設、他鋼構造物全般の施工 他

工程改善研修会 活動成果発表会& 次年度参加企業募集のご案内

生産量の縮小や海外との競争の激化により、改善活動の必要性が高まっています。

当センターでは、関東自動車工業(株)(現 トヨタ自動車東日本(株))OBの手代木勝氏を指導者として、「トヨタ生産方式自主研活動」をモデルとした「工程改善研修会」を実施しております。この研修会は、製造業に共通する「いかにムダ・ムラ・ムリ無く合理的に造るか」、「労働強化にならないムダの排除によるものづくりの実現」をテーマに、県内異業種5社をグルーピングし、生産現場を教材とし、各社の課題についてお互いに改善しあう実践形式の研修です。

平成16年度から活動をスタートし、今年度でのべ33社が参加しております。今年度の活動の集大成として、下記の通り成果発表会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。また、今回はトヨタ生産方式の第一人者であるトヨタ自動車東日本(株)名誉顧問の内川晋氏をゲストに迎え、特別講演を行います。自社での改善活動推進の契機として、是非ご参加ください。

また、平成25年度の工程改善研修会の参加企業を募集しておりますので、あわせてご案内いたします。

成果発表会について

日時 平成25年3月12日(火) 13:00~17:00

会場 盛岡市・ホテルルイズ 万葉の間 ※成果発表会終了後、交流会を予定しております

プログラム

- 13:00~ 活動成果発表会
発表企業 (株)平野製作所(北上市)、和同産業(株)(花巻市)、東北日東工業(株)(花巻市)、(株)本興製工所(花巻市)、(株)小山田工業所(盛岡市)
コメンテーター いわて産業振興センターコーディネーター 手代木勝
16:00~ 総評・特別講演 「工程改善の大切さ」(仮)
講師 トヨタ自動車東日本(株)名誉顧問 内川晋氏
17:30~ 交流会 (青海の間)

※参加申し込み・詳細は、別添「平成24年度工程改善研修会活動成果発表会」チラシをご覧ください

平成25年度工程改善研修会募集

募集企業 3社

参加費 無料

- 対象企業 ①岩手県内に工場がある製造業者
②経営トップに高いカイゼン意欲・姿勢がみられること
③比較的量産型であること

※参加申し込み・詳細は、別添「実践型セミナー工程改善研修会参加企業募集」チラシをご覧ください

「岩手県医療機器関連合同講演会」報告 技術・機器開発の目指すもの~有効性の証明とは?~

岩手県では、地域企業の医療機器産業への新規参入や取引拡大を促進するため一丸となった取り組みを進めています。それを具体化するため、当センターでは、地域の産学官連携のもとで「いわて医療機器事業化研究会」を事務局として支えるなどの活動を行なっております。また、より開発色の強い研究開発事業である戦略的基盤高度化支援事業(サポイン)や課題解決型医療機器事業の管理法人としても支援を進めております。

平成24年12月7日(金)、ホテルルイズ(盛岡市)万葉の間を会場に、「岩手県医療機器関連合同講演会」を開催し、「技術・機器開発の目指すもの 一有効性の証明とは?」と題して、国立障害者リハビリテーションセンター病院院長・赤居正美先生に、医療機器開発の視点について根源的なお話をいただきました。

この講演会は、プロジェクトメンバーだけに出席いただく予定でしたが、原稿をいただいた時点で、医療機器開発だけでなく、研究開発を考えるすべての面で参考になることから、短い期間でしたがオープンにして、県内の関係する方にもご案内したところ、37名に出席いただきました。

赤居先生には、岩手県の公募型研究事業である「いわて戦略的研究開発推進事業」の平成24年度採択プロジェクトの一つの「手指機能回復に資するロボット技術援用型ミラー療法システムの開発」でアドバイザーをお願いしています。

また、赤居先生は、リハビリテーションの第一人者であるとともに、次世代医療機器評価指標検討会(厚生労働省)・医療機器開発 ガイドライン評価検討委員会(経済産業省)合同委員会の「活動機能回復装置審査ワーキンググループ座長」として、新しい医療機器の評価について積極的に取り組みされ、さまざまな事例も見ておられます。この講演会においては、医療機器開発における、テーマ設定・進め方についてもお話をいただきました。

開発目標の中で、自分たちの得意な条件は何か。開発目標は、使う人が納得できるものであるのか。つまり、自分たちだけでしか通用しないところで進めていないか、など、アウトカムには2種類あること。また、評価基準として「良い打者とは、打率なのかホームランなのか、はたまた契約金なのか」など、具体的な例を示していただきながらのお話でした。すべての開発に通じる内容であり、これからの研究開発計画立案・運営に役立つものでした。

知財ビジネスマッチング2013が開催されました

1月18日(金)、岩手県工業技術センターにて、「知財ビジネスマッチング2013in岩手」(主催:岩手県、事務局:岩手県発明協会、協力:いわて産業振興センターほか)が開催されました。

これは、日本を代表する大企業等が保有する技術を、岩手県内の中小企業者に紹介すべく開催されたものです。

当日は約90名が出席。はじめに富士通(株)吾妻勝浩氏が「開放特許をビジネスに活かすには」と題して講演。映像を交えながら、自社が持つ特許技術の豊富さ、そして地場企業が活用した事例などの紹介を通し、特許技術活用のメリットを説明しました。

続いて日産自動車(株)、日本電気(株)からそれぞれ保有技術のプレゼンテーションも行われ、出席された皆さんも興味深く聴いていたようです。

各社からの技術展示や、個別相談会も行われました。

今回のイベントをきっかけに、県内企業から、大企業の技術を生かした新しい商品が生まれることが期待されます。



技術展示企業(50音順)

- アーグレイ(株)からだサポート研究所
- 日産自動車(株)
- 日本電気(株)
- 日本マイクロソフト(株)
- 富士通(株)

「知財活用への道」

参考文献:「平成24年度知的財産権制度入門」(特許庁)
監修:岩手県知財総合支援窓口 アドバイザー中嶋孝弘

知的財産権制度の基礎的知識について説明してきた「知財活用への道」最終回は紙幅を拡大してお届けします

Q8 出願はどうやって行うの?

A 決められた書式に基づいて書類を作成し、原則として、東京にある特許庁に持参、もしくは郵送、という形になりますが、現在ではインターネット経由で自宅にいなが申請することもできるようになりました。ただし電子手続きを行うには、インターネット接続パソコン、電子証明書等を準備する必要があります。また前回紹介したように、出願には一定の料金も必要です。

出願にあたっては、「弁理士」が事前調査から出願手続きまでのサポートを行っています。弁理士は、出願手続きを代行することを国によって認められた「専門家」「エキスパート」です。もちろん、弁理士が行う手続きには料金が発生します。弁理士によらず、自力で出願することもできますが、はじめての方には難しいものです。なお、出願手続きの指導については、岩手県知財総合支援窓口のアドバイザーが指導しますので、ご相談下さい。

Q9 特許権はいつまでも維持できるの?

A 医薬品など例外をのぞき、特許権は最長で出願から20年間維持できます。ただし先月号のQ5で紹介した維持年金を支払わなかった場合、権利は消滅します。

「特許第〇〇号」「PAT.〇〇〇」などと商品や看板、カタログなどに書かれていることがありますが、出願から20年間経過、もしくは途中で年金を支払わなかった場合、その特許権はすでに無効です。

20年を超えて特許権を維持することはできません。技術は常に進歩すべきものであり、特定の技術を永久に保護し、独占させることは技術の進歩を否定することになる、という考え方に基づくものです。

なお、権利消滅後に、復活させようとして同じ内容の特許を出願したとしても、「新規性」が喪失しているため、権利化はされません。

Q10 「特許」と「実用新案」の違いは?

A 両者はよく混同され、内容もよく似ていますが、本来は異なる権利です。

	特 許	実用新案
維持できる期間(出願日から)	20年間	10年間
保 護 対 象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の形状、構造に係る考案
実体審査(新規性、進歩性等)	審査官が審査し、パスすると登録される	審査はない。方式的・基礎的要件のみパスすれば登録される
権 利 行 使	排他的権利	別に「技術評価書」を取り、この評価書を提示した後でなければできない

※現在の実用新案は、「出願すれば、必要最低限の条件さえ満たせば、原則としてすべて登録」されます。中身を審査されないため、「登録されたと言う事実は残り」ますが、出願し登録されただけでは、他者に権利を侵害されたとしても、必ずしも権利行使できるかは微妙です。

もし、実用新案出願した考案を、「権利」としてきちんと保護してもらいたいのであれば、特許出願における審査に相当する「実用新案技術評価書」というものを取り、一定の評価を得なければ、権利を行使することはできません。

実用新案出願は、特許に比べ料金が安いので、「特許を取るだけのコスト・時間・手間をかけたくない場合」に用いられることが多いようですが、権利を行使したい場合においては、手間は特許とさほど変わりません。

Q11 「商標権」とは?

A 特許権や実用新案権が「技術」に対する権利であるのに対し、商標権は「自分の商品やサービスを他者の物と識別するために使用する標識・マーク」に対し与えられるものです。商標のタイプは、文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合、これらと色彩との結合です。

商標の場合も、出願後審査を受けることになります。審査の結果、「識別力がない(商品の普通名称等)」「先願の登録と類似している」などの判断をされた場合、登録されないことになります。

審査の結果、登録されれば、商標権が発生し、以後10年間、登録を維持できます。なお、特許権と違い更新登録手続きを行うことで、延長ができます。100年以上維持されている商標もあります。

もちろん、単に「味噌」「板金」などの「商品の普通名称」だけでは登録は認められません。「〇〇味噌」「△△板金」など、他と識別できる状態で、はじめて登録が認められます。

料金は、**出願時に3,400円+(区分数×8,600円)、登録時に区分数×37,600円(分割可)、更新登録時に区分数×48,500円(分割可)**となっています。



商標 第5473467号(権利者/いわて産業振興センター)

Q12 「意匠権」とは?

A 「意匠」は「デザイン」という意味です。特許権は技術、商標権は名前やロゴマークを登録するものですが、意匠権は「物品のデザイン(工業デザイン)」を登録し保護する制度です。形を保護したい、というときに「機能的側面」を重視するのであれば、特許権や実用新案権でも保護できますが、意匠権は「美的感覚」に基づき、物品のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を保護するものです。物品の形状のみではなく、模様、色彩、これらの結合も登録できます。

また、物品の部分に係る意匠を保護する「部分意匠制度」、類似する複数のバリエーションの意匠を保護する「関連意匠制度」等、特徴的な制度があります。これらの制度を利用することで、特許や実用新案では保護できないところまで、権利をカバーできる場合があります。料金は、**出願料が16,000円、登録料が1~3年目が毎年8,500円、4~20年目が毎年16,900円**となっています。

Q13 すでに出願されている特許や商標などを調べられる?

A 産業財産権については、これまで出願・登録された内容が検索・閲覧できる「特許電子図書館(IPDL)」というサービスを、特許庁がインターネット上に公開しており、誰でも無料で調べることができます。

キーワード、出願人・発明者名、番号、日付、各種分類等で検索可能です。

特許については、明治18年の登録第1号(防錆塗料)から閲覧できます。商標についても、明治17年の第1号出願(膏葉のラベル)から見ることができます。操作方法についてはやや難しいところもあるので、知財総合支援窓口にご相談ください。アドバイスいたします。



特許電子図書館
http://www.ipdl.inpit.go.jp



明治18年に特許登録された第1号(防錆塗料製法) 明治17年に登録された商標第1号~4号

Q14 「国際特許」って何?

A 最近よく聞く言葉ですが、「一度の手続きで全世界で通用する特許」は、現時点では存在しません。特許権や商標権などの産業財産権の効力は「取得した国の領域を超えて他国までは及ばない」とされています(「属地主義」といいます)、日本など、単一国に出願しただけでは、世界的に保護されません。



各国で知財保護を行いたい場合は、それぞれの国ごとに登録するのが原則



- メリット**
- ひとつの国際出願で、複数外国に出願した効果を得られる
 - 手続きが簡素化され、料金も安くなる場合がある
 - (PCTの場合)優先日から30ヶ月以内に各国に対する国内移行手続きをすればよいので、その国での発明の価値をじっくり評価できる

日本以外の国で権利を保護したい場合は、原則としてそれぞれの国に出願し登録することが必要です(しかも日本での出願後、一定期間内に出願する必要があります)。ただし、国ごとに登録する行為は、翻訳などの手間がかかります。たとえばアメリカ、中国、韓国の3カ国に出願するのであれば、英語、中国語、韓国語に全部、正確に翻訳しなければいけません。しかしこれはお金や時間の面で現実的ではないので、特許権では「PCT(特許協力条約)」、商標権では「マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)」といった、複数国へ出願しやすくするための条約が、多くの国同士で結ばれています。

なおいわて産業振興センターでは、外国出願を行う企業に対し、外国特許庁や代理人に支払う料金の半額以内で補助を行う「外国出願支援事業」を実施しています。25年度事業については、詳細が決まりましたら本誌がホームページでご案内する予定です。

★知的財産権に関するご相談は、「岩手県知財総合支援窓口」へどうぞ

所在地 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3地割35-2 (地独)岩手県工業技術センター内
電話 019-656-4114/FAX 019-636-0256/全国共通ナビダイヤル 0570-082100
ご利用時間 8:30 ~ 17:15(休館日/土曜・日曜・祝祭日、年末・年始)

ホームページは [岩手県知財](#)

平成25年度 第17回 機械要素技術展 出展企業募集

財団法人いわて産業振興センターでは平成25年6月に開催される「機械要素技術展」に岩手県内企業の共同出展ブースを確保しており、このたび共同出展ブースに出展を希望する企業を募集いたします。

「機械要素技術展」は“ものづくり企業”の国内最大級の展示会として過去16回の開催実績があり、機械要素、加工技術を一堂に集めた専門技術展として、毎年盛大に開催しています。前回は主要企業1,824社が一堂に出展、3日間の来場者数は75,015人に上り、活発な商談が行われました。今回は、規模をさらに拡大しての開催が予定されています。

本展示会出展は新規取引先開拓の絶好の機会です。是非出展申込いただくようご案内いたします。



募集概要

開催時期 平成25年6月19日(水)～21日(金)

会場 東京ビッグサイト(東京国際展示場)

募集企業数 岩手県内に本社または工場を有する製造業・16企業程度

出展負担金 20万円/1社あたり

申込期限 平成25年2月28日(木) 17:00(時間厳守でお願いします)

申込・問い合わせ先 ものづくり振興グループ 嶋 ☎019-631-3822 FAX 019-631-3830

※詳細はセンターホームページをご覧ください。(申込用紙もダウンロードできます) <http://www.joho-iwate.or.jp>

機械要素技術展公式ホームページ <http://www.mtech-tokyo.jp/>

賛助会員制度のご案内

センターでは、活動にご賛同いただける「賛助会員」を募集しています。さまざまな特典を用意していますので、入会をご検討ください。

年会費
2万円

おもな特典

●「いわてものづくりアカデミー」受講料2割引

(※アカデミーについてはWEBサイトをご覧ください)

●企業信用情報の代行検索・料金割引

(※年間3件まで無料、4～15件は一定額を割引)

●ビデオライブラリーの送料負担

(※センターからの送料を負担します。返送料はご負担いただきます)



お問い合わせ

産業支援グループ

☎019-631-3823 FAX019-631-3830

<http://www.joho-iwate.or.jp/sanjo>

(財)いわて産業振興センター広報誌

産業情報いわて

2013年2月10日(毎月10日発行)

■発行/(財)いわて産業振興センター

〒020-0852 盛岡市飯岡新田3-35-2(岩手県先端科学技術研究センター2F)

TEL.019(631)3823

E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>

■編集印刷/川嶋印刷株式会社



この冊子は地球に優しいベジタブルオイルインクを使用しています。